条例改正検討項目の他県条例等における規定例

参考資料４

【３－（１）】プロバイダ事業者等への削除要請等

|  |
| --- |
| **人権侵犯事件調査処理規程　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【法務省】** |
| （人権侵犯の事実が認められる場合の措置）第14条　法務局長又は地方法務局長は，事件について，調査の結果，人権侵犯の事実があると認めるときは，前条各号又は次に掲げる措置を講ずるものとする。　(1)　人権侵犯による被害の救済又は予防について，実効的な対応をすることができる者に対し，必要な措置を執ることを要請すること（要請。）　(2)－(5)　略２・３　略 |
| **全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例　　　　　　　　　　　　　　【佐賀県】** |
| （インターネット上の誹謗中傷等の防止）第13条　県は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ、次の各号に掲げることに取り組むものとする。　(1)　略　(2)　県民に関し、又は県民によりインターネット上の誹謗中傷等が行われた場合であって、人権侵害情報等の送信を防止する措置を講ずる権限を有する者等に対して県が人権侵害情報等の削除を要請することが必要と認められるときに、当該人権侵害情報等の削除に向けた必要な措置を講ずること。 |

【３－（２）】行為者への助言及び説示

|  |
| --- |
| **人権侵犯事件調査処理規程　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【法務省】** |
| 人権侵犯の事実が認められる場合の措置）第14条　法務局長又は地方法務局長は，事件について，調査の結果，人権侵犯の事実があると認めるときは，前条各号又は次に掲げる措置を講ずるものとする。　(1)　略　(2)　相手方等に対し，その反省を促し，善処を求めるため，事理を説示すること（説示。）　(3)　相手方等に対し，人権侵犯をやめさせ，又は同様の人権侵犯を繰り返させないため，文書で，人権侵犯の事実を摘示して必要な勧告を行うこと（勧告）。　(4)　関係行政機関に対し，文書で，人権侵犯の事実を通告し，適切な措置の発動を求めること（通告。）　(5)　刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定により，文書で，告発すること（告発。）２・３　略 |
| **差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【三重県】** |
| （助言、説示及びあっせん）第14条　知事は、前条第１項の申立て（以下単に「申立て」という。）があったときは、当該申立てをした者（以下この節において「申立人」という。）、相手方その他の関係人（説示にあっては、相手方又はその者を指導し、若しくは監督する者に限る。）に対し、助言、説示又はあっせんを行うものとする。ただし、助言、説示又はあっせんを行うことが適当でないと認められるときは、この限りでない。２　知事は、申立てがあったときは、当該申立てに係る差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、申立人、相手方その他の関係人は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。３　知事は、助言（第１項の規定による助言に限る。以下この節において同じ。）、説示若しくはあっせん又は前項の調査を行うに当たり必要があると認めるときは、その対象となる差別事案に関係する県の機関に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。４　知事は、助言、説示又はあっせんを行うに当たり必要があると認めるときは、三重県差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。５　助言、説示又はあっせんの対象となる差別事案の当事者が県又は県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）であるときは、前項の規定にかかわらず、知事は、助言、説示又はあっせんを行うに当たり、三重県差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。 ６　知事は、あっせんによっては申立てに係る差別事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。（勧告）第15条　知事は、助言、説示又はあっせんを行った場合において、不当な差別に該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言、説示又はあっせんに従わないときは、当該者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。 |
| **全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例　　　　　　　　　　　　　　【佐賀県】** |
| （助言、説示及びあっせん）第９条　知事は、人権侵害行為を受けた者、その家族その他関係者から、人権侵害行為に係る事案を解決するために必要な助言、説示又はあっせんを行うべき旨の申出があった場合に、必要があると認めるときは、人権侵害行為をしたと認められる者及びその者を指導し、又は監督する者その他の関係者（以下「対象者」という。）に対して、当該人権侵害行為に係る事案を解決するための助言、説示又はあっせんを行うことができる。２　知事は、当該人権侵害行為に係る事案の事実関係を確認するために必要な限度において、対象者に対し、説明又は必要な資料の提出を求めることができる。この場合において、対象者は、これに協力するよう努めるものとする。３　知事は、第１項の助言、説示又はあっせんを行うに当たり、必要があると認めるときは、第14条第１項の佐賀県人権施策推進審議会の意見を聴くものとする。４　知事は、あっせんによっては人権侵害行為に係る事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。（勧告）第10条　知事は、前条第１項の助言、説示又はあっせんを行った場合において、対象者が、正当な理由なく当該助言、説示又はあっせんに従わないときは、対象者に対して必要な措置をとるよう勧告することができる。 |

※（参考）**「三重県議会　差別解消を目指す条例検討調査特別委員会　令和3年9月9日当日配付資料１」より**

|  |  |
| --- | --- |
| 助言 | ある者に対し、ある行為をなすべきこと又はある行為をなすについて必要な事項を進言することをいう。例えば、労働紛争での助言・指導では、紛争当事者に対し、紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示すことが行われている。なお、相談体制における「助言」は、対象が主として相談者になると想定されるのに対し、不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制（以下「紛争解決体制」という。）における「助言」は、基本的に相手方当事者に対しても行われることが想定される。また、前者は、相談対応者を中心とする相談機関における判断の下で行われることが基本となるのに対し、後者は、知事による助言であり、組織的な判断の下に行われることに加え、必要がある場合には第三者機関の答申を踏まえることとなる。 |
| 説示 | 法務省の「人権侵犯事件調査処理規程」では、「相手方又はその者を指導し、若しくは監督する者に対し、その反省を促し、善処を求めるため、事理を説示すること」（第14条第１項⑵）とされている。法務省では、「人権相談」から「人権侵犯事件」への切替えが行われた上で講ずる措置として「説示」を位置付けている。また、「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」では、「相談に応ずる」こと（第10条第１項）とは別に、「部落差別への取組」（第８条）として「説示」を位置付けている。これらのことから、「説示」は、相談対応として位置付けるより、紛争解決体制の中で行う措置として位置付けることが適当と考えられる。 |
| あっせん | 当事者に話し合いの機会を与え、第三者が双方の主張の要点を確かめ、相互の誤解を解くなどして、紛争を終結（和解）に導こうとする制度とされる。例えば、労働紛争でのあっせんでは、双方に対する説得、意向の打診、紛争解決に向けての方針や解決案（あっせん案）の提示などが行われる。「助言」と異なり、「あっせん」の場合には、具体的な解決案の提示までなされることとなる。 |
| 勧告 | ある事柄を申し出て、その申出に沿う相手方の処置を勧め、又は促す行為をいう。法的拘束力があるものではなく、行政指導に当たる。紛争解決体制における「勧告」は、不当な差別をしたとされる者が、正当な理由なく、助言・あっせんに従わないと認められる場合に、その者に助言・あっせんに従うよう勧告し、問題解決のための行動を促すものである。 |

【３－（３）】大阪府人権施策推進審議会への諮問

|  |
| --- |
| **差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【三重県】** |
| （三重県差別解消調整委員会）第18条　第14条第４項及び第５項の規定に基づく知事の諮問に応じて調査審議を行わせるため、知事の附属機関として、三重県差別解消調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。２　調整委員会は、委員十人以内で組織する。３　略４　委員は、調整委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、人権に関して高い識見及び豊かな経験を有する者のうちから知事が任命する。５・6　略７　調整委員会に、差別事案に係る専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。８　専門委員は、差別事案に係る専門の学識経験のある者のうちから、知事が任命する。９・10　略11　調整委員会は、調査審議を行うために必要があると認めるときは、申立人、相手方その他の関係人に対し、その出席若しくは映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による参加を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。12　略 |
| **全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例　　　　　　　　　　　　　　【佐賀県】** |
| （佐賀県人権施策推進審議会の調整委員会）第16条　第９条第３項の規定による諮問に応じて人権侵害行為に係る事案について調査審議を行わせるため、審議会に調整委員会を設置する。２　調整委員会は、調整委員５人以内で組織する。３　調整委員は、審議会の委員で、人権侵害行為に関する事項について専門的な知識経験を有するもののうちから、会長が指名する。４・５　略６　審議会は、その定めるところにより、調整委員会の決議をもって審議会の決議とすることができる。７　略 |

【３－（４）】不当な差別的言動等の定義

|  |
| --- |
| **日本国憲法　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【憲法】** |
| 第14条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。２・3　略 |
| **インターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件に関する処理要領　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【法務省】** |
| ３　不当な差別的言動　　特定の者に対し，その者の有する人種，民族，信条，性別，社会的身分，門地，障害，疾病又は性的指向の共通の属性を理由としてする侮辱，嫌がらせその他の不当な差別的言動を内容とする情報をインターネット上に流通させる場合をいう。４　識別情報の摘示　　人種，民族，信条，性別，社会的身分，門地，障害，疾病又は性的指向についての共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として政治的，経済的又は社会的関係における不当な差別的取扱いをすることを助長し，又は誘発する目的で，当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報をインターネット上に流通させる場合をいう。 |
| **差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【三重県】** |
| （定義）第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。　１　人種等の属性　人種、皮膚の色、国籍、民族、言語、宗教、政治的意見その他の意見、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の疾病、職業、社会的身分、被差別部落の出身であることその他の属性をいう。　２　不当な差別　人種等の属性を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう。　３　人権侵害行為　不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）をいう。　４　人権問題　人権侵害行為その他の人権に関する問題をいう。（助言、説示及びあっせんの申立て）第13条　不当な差別を受けた者（属性情報収集等の対象となった者を含む。第３項において同じ。）、その家族その他の関係者は、不当な差別（属性情報収集等を含む。第15条において同じ。）に係る紛争（以下「差別事案」という。）に関し、相談を経てもその解決が期待できないと認められるときは、知事に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言、説示又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。２　前項の「属性情報収集等」とは、正当な理由なく、特定の者が有する人種等の属性に関する情報であって、その者に対する不当な差別を助長し、又は誘発するおそれがあるものの収集を行い、依頼し、又は受託する行為をいう。３・４　略 |
| **全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例　　　　　　　　　　　　　　【佐賀県】** |
| （人権侵害行為の禁止等）第７条　何人も、不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われるものを含む。以下「人権侵害行為」という。）をしてはならない。２・３　略（インターネット上の誹謗中傷等の防止）第13条　県は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ、次の各号に掲げることに取り組むものとする。　(1)　インターネット上の誹謗中傷等（インターネットを利用して、プライバシーの侵害に該当する情報、誹謗中傷に該当する情報その他の他人の権利利益を侵害する情報又は人権侵害行為を助長し、若しくは誘発する情報（以下「人権侵害情報等」という。）を発信することをいう。次号において同じ。）を防止するために必要な教育及び啓発に関すること。　(2)　県民に関し、又は県民によりインターネット上の誹謗中傷等が行われた場合であって、人権侵害情報等の送信を防止する措置を講ずる権限を有する者等に対して県が人権侵害情報等の削除を要請することが必要と認められるときに、当該人権侵害情報等の削除に向けた必要な措置を講ずること。 |

【３－（５）】事業者の責務

|  |
| --- |
| **大阪府人権尊重の社会づくり条例　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【大阪府】** |
| （事業者の責務）第４条　事業者は、人権尊重の社会づくりの推進について理解を深め、その事業活動を行うに当たり、人権尊重のための取組を推進するとともに、府が実施する人権施策の推進に協力するよう努めるものとする。 |
| **大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例　　　　　　　　　　　　　　　　　【大阪府】** |
| （事業者の責務）第６条　事業者は、基本理念にのっとり、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進の取組に努めるとともに、府が実施する第四条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。 |
| **大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例　　　　　　　　　　　　　　　　【大阪府】** |
| **（**事業者の責務）第６条　事業者は、基本理念にのっとり、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、府が実施する第４条第１項の施策に協力するよう努めるものとする。 |
| **和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【和歌山県】** |
| （事業者の責務）第6条　事業者は、部落差別の解消のために、従業員の人権意識の高揚、その他必要な取組を行うよう努めるものとする。2　事業者は、県及び市町村が実施する部落差別の解消のための施策に協力するものとする。 |
| **差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【三重県】** |
| （事業者の責務）第７条　事業者は、基本理念にのっとり、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、従業員その他の関係者の人権を尊重しなければならない。２　事業者は、基本理念にのっとり、従業員の人権意識の高揚を図るなど、その事業活動において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、県が実施する人権施策に協力するものとする。３　事業者は、基本理念にのっとり、不当な差別その他の人権問題に対して傍観することなく、これらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むよう努めるものとする。 |
| **全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例　　　　　　　　　　　　　　【佐賀県】** |
| （事業者の責務）第５条　事業者は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、従業員その他の関係者の人権を尊重しなければならない。２　事業者は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、従業員の人権意識の高揚を図る等、その事業活動において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、県が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。 |